

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 茨城県坂東市幸田16番地1

氏名 幸上建工株式会社
代表取締役 小林誠一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

令和5年11月28日
令和10年11月26日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 産業廃棄物の種類

①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず⑩動植物性残さ⑪動物系固形不要物⑫ゴムくず⑬金属くず⑭ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず⑮銚さい⑯がれき類⑰動物のふん尿⑱動物の死体⑲ばいじん⑳施行令第2条第13号に掲げる産業廃棄物

（これらのうち石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

以上20種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成30年11月27日

変更届出年月日 令和元年9月12日（代表者の変更）

変更許可年月日 令和3年7月8日（燃え殻、廃酸、廃アルカリ、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん及び政令第2条第13号に掲げる産業廃棄物の追加）

更新許可年月日 令和5年11月28日（有効期間 令和5年11月27日～令和10年11月26日）

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無